

令和6年7月1日

報道関係者 各位

指定暑熱避難所(クーリングシェルター)の指定について

全国で毎年1000人近くが熱中症で亡くなっている事や多くの救急搬送があっていることから、現在の「熱中症警戒アラート」に加え、さらに気温が上がり深刻な健康被害が予想される場合に1段階上の「熱中症特別警戒アラート」を発表する運用が令和6年4月24日から開始されています。

また、気候変動適応法の改正により、市町村長は、熱中症による健康被害の発生を防止するため、冷房設備を有する施設を「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」として指定できる制度が創設されました。

島原市では、別紙の15施設をクーリングシェルターとして指定しましたのでお知らせします。

- 1 指定施設 別紙のとおり
- 2 運用期間 10月23日(水)まで
(毎年、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日)
- 3 開放日 「熱中症 特別 警戒アラート」が発表された時
(前日の14時頃に発表されます)

(参考)

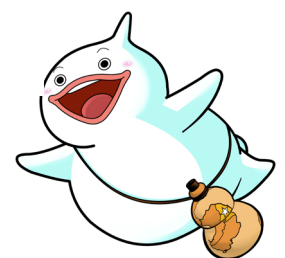
熱中症特別警戒アラートの発表状況は、環境省の熱中症予防情報サイトでご確認ください

⇒ <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



担当：島原市 保険健康課 健康づくり班
担当 園田、荒木
電話：0957-64-7713



島原守護神キャラクター
「しまばらん」

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定

【根拠法令:気候変動適応法 第21条】

令和6年4月1日全面施行

- ◆市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。
- ◆指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

■目的

暑さをしのぐ場所をあらかじめ「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」として指定し、熱中症特別警戒情報*が発表されたときは、当該施設を開放することで熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止することを目的とする。

※熱中症特別警戒情報(通称:熱中症特別警戒アラート)

気候変動適応法第19条により令和6年度に新設。気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に環境大臣が発表する。

発表基準:都道府県内全ての暑さ指数情報提供地点(長崎県は14か所)における翌日の日最高暑さ指数が「35」に達する場合

(参考)

※熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)

都道府県内いずれかの暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数が「33」に達する場合に発表される。(長崎県では、昨年42回発表された)

注意:クーリングシェルターの開設は、熱中症特別警戒情報が発表されたときのみで、熱中症警戒情報での開設はありません

■指定施設(15か所)

市役所本庁舎、有明支所、保健センター(2か所)、地区公民館(7か所)、図書館(2か所)、文化会館(2か所)

指定暑熱避難施設

クーリングシエルター

危険な暑さをしのげる場所として、市が指定した施設です。
『**熱中症特別警戒アラート**』が発表されたときは、涼み処として開放しますので、ご利用ください。

施設名	利用可能日	施設名	利用可能日
島原市役所	月曜～金曜(祝日を除く)	島原市役所有明庁舎	月曜～金曜(祝日を除く)
島原市保健センター	月曜～金曜(祝日を除く)	有明保健センター	月曜～金曜(祝日を除く)
有明公民館	月曜～金曜(祝日を除く)	三会公民館	月曜～金曜(祝日を除く)
杉谷公民館	月曜～金曜(祝日を除く)	森岳公民館	月曜～金曜(祝日を除く)
霊丘公民館	月曜～金曜(祝日を除く)	白山公民館	月曜～金曜(祝日を除く)
安中公民館	月曜～金曜(祝日を除く)	有明図書館	水曜～月曜(休館日を除く)
島原図書館	火曜～日曜(休館日を除く)	有明文化会館	水曜～月曜(休館日を除く)
島原文化会館	火曜～日曜(休館日を除く)		



<利用する時の注意事項>

- 水分補給のための飲み物は、各自でご準備ください
- 利用可能時間は、午前9時から午後5時までです
- 利用の際は、係員の指示に従ってください

問い合わせ先

島原市保健センター
☎ 0957-64-7713

